

徳島県告示第二百八号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林の指定を解除する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和六年四月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 解除に係る保安林の所在場所
三好郡東みよし町西庄字池上二二九の一（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び東みよし町役場に備え置いて縦覧に供する。）